

令和2年1月24日

従業員の皆様へ

～労働者代表の立候補者募集期間のお知らせ（令和2年）～

労働基準法その他法令に基づく「労働者の過半数を代表する者」（以下、従業員代表という）を選出するにあたり、下記のとおり立候補者を募らせていただきます。

記

1. 公 募 期 間：令和2年1月27日～令和2年2月3日
2. 立 候 補 の 対 象：1. 立候補者は管理監督者の地位に該当しない者に限る。  
：2. 令和2年1月末日において雇用保険加入者に限る。  
立 候 補 の 方 法：[staff@fr-plus.com](mailto:staff@fr-plus.com)にその旨を記載しメールにてご応募下さい。
3. 従業員代表の役割：下記、参照下さい。
  - (1) 労働基準法及び同法による命令等の要旨
  - (2) 就業規則
  - (3) 企画業務型裁量労働制にかかる委員会の決議内容(第38条の4)
  - (4) 労使協定
    - A) 貯蓄金管理に関する協定(第18条)
    - B) 購買代金などの賃金控除に関する協定(第24条)
    - C) 1ヵ月単位の変形労働時間制に関する協定(第32条の2)
    - D) フレックスタイム制に関する協定(第32条の3)
    - E) 1年単位の変形労働時間制に関する協定(第32条の4)
    - F) 1週間単位の非定型的変形労働時間制に関する協定(第32条の5)
    - G) 一斉休憩の適用除外に関する協定(第34条)
    - H) 時間外労働・休日労働に関する協定(第36条)
    - I) 事業場外労働に関する協定(第38条の2)
    - J) 裁量労働に関する協定(第38条の3)
    - K) 年次有給休暇の計画的付与に関する協定(第39条)
    - L) 年次有給休暇取得日の賃金を健康保険の標準報酬日額で支払う制度に関する協定(第39条)
2. 従業員代表の任期：令和2年4月1日～令和3年3月31日
3. 選 出 方 法：複数名の立候補者が現れた場合は、別途投票を持つての選出とします。

以上

ファイブROOTS・プラス株式会社  
従業員代表選出委員会